定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年三月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年二月十日

愛媛県松山市東石井一丁目二番二〇号

株式会社一六

代表取締役　玉置　泰

株式交換につき通知公告

当社は、平成二十四年二月九日開催の臨時株主総会において、ゼニス羽田株式会社（住所東京都新宿区西新宿一丁目二二番二号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日です。本株式交換に伴い、会社法第七八五条第一項に基づき当社株式の買取を請求される株主は効力発生日の二十日前の日（平成二十四年三月十二日）から効力発生の日の前日（平成二十四年三月三十一日）までの間に、当社に対して書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知下さい。

平成二十四年二月十日

東京都中野区本町四丁目三〇番一二号

羽田コンクリート工業株式会社

代表取締役　仙波　昌

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるハーディング・ロバートが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階

GMLH Limited Company

日本における代表者

ハーディング・ロバート

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内山隆太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年二月十日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号富士ビルヂング

エムティービーシー・ハウジングローン・コーポレーション

日本における代表者　内山隆太郎

限定承認公告

本籍山形県西村山郡河北町西里六六〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　逸見　光雄

右被相続人は平成二十三年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二日山形家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十日

山形県西村山郡河北町西里六六〇番地

相続財産管理人　逸見　光哉

限定承認公告

本籍奈良県北葛城郡上牧町上牧三二〇四、最後の住所奈良県生駒郡三郷町勢野東六―一一―一一

被相続人　亡　瀬川　一彦

右被相続人は平成二十三年十二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十四年二月一日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十日

奈良県北葛城郡河合町広瀬台一―三―二D二〇一

相続財産管理人　瀬川　智也

任意清算公告

当社は、平成二十四年二月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年二月十日

横浜市南区共進町二丁目三八番地

合資会社ミナミ写真場

代表社員　南　信一郎

株式交換公告

当社（甲）は、共和ライフ株式会社（乙、住所愛知県安城市橋目町中茶臼五二番地）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十四年一月二十日付中部経済新聞二頁

（乙）平成二十四年一月二十日付官報九十六頁（号外第十三号）

平成二十四年二月十日

名古屋市熱田区桜田町二〇番一八号

ヤマサ総業株式会社

代表取締役　髙田　哲良

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年三月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成二十四年二月十日

東京都千代田区九段北一丁目一〇番五号九段櫻ビル六階

株式会社やよい

代表取締役　粟津　毅彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月十四日付官報の号外第八十号六十二頁に掲載されています。

平成二十四年二月十日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・アセット・ワン・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七千万円（但し、A号優先出資については金三千五百七十万円、B号優先出資については金三千四百三十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000280/z91b/

平成二十四年二月十日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・アセット・セブン・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十三年七月十一日（号外第一五二号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑥旅行業の登録年月日欄に「平成17年7月27日」とあるは「平成17年7月28日」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年二月十日

東京都港区虎ノ門一丁目一九番五号虎ノ門一丁目森ビル九階

株式会社愛華

代表取締役　江藤　峯義

取消公告

平成二十四年一月十日掲載の株主総会の議決権に関する基準日設定につき通知公告は取消します。

平成二十四年二月十日

大阪市北区堂島二丁目四番二七号

株式会社キャピタル・アセット・プランニング

代表取締役　北山　雅一

取消公告

平成二十四年一月二十七日掲載の株式分割に関する基準日設定につき通知公告は取消します。

平成二十四年二月十日

大阪市北区堂島二丁目四番二七号

株式会社キャピタル・アセット・プランニング

代表取締役　北山　雅一

正誤

ページ	段	行	誤	正
九一			四昇任させる	任命する

平成二十三年十二月二十八日人事異動欄内閣法制局の部（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十日付第三一号九六ページ

ージ●同日付政府調達第二七号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）